



## 評価指針Ⅲの1の(4)に規定する「化学合成された界面活性剤等」について（案）

## 1. 化学合成された界面活性剤等の明確化の必要性

評価指針Ⅲの1の(4)に、有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているものは特定防除資材の検討対象から除外すると規定されているが、農薬の補助成分として使用されている物質には様々なものがあるため、今後の指定作業の円滑化等に資するため、この「補助成分」について可能な限り明確化するとともに、明確化された物質を含む資材については特定防除資材に指定しない旨を明示していく必要がある。

## 2. 「化学合成」の定義

界面活性剤は、石けんや洗剤の主成分であり、産業的に使用されているものは全て何らかの物質を化学反応させて製造されたものである。しかしながら、石けん（脂肪酸ナトリウム）については、家庭用品品質表示法では「合成洗剤」とは区別されており、また社会通念上も合成洗剤とは異なるものとして取り扱われているため、「化学合成された界面活性剤等」には該当しないものとして扱う。

一方、石けん以外の界面活性剤は大まかに別紙のように分類され、その原材料は、ヤシ油や動物の油脂のようなものを原料とするものと石油等由来の化学工業製品に大別されるが、原材料が動植物由来のものか石油等かにかかわらず、同一の物質（製品）が製造されている場合も少なくないため、石油等を原料とするものだけを「化学合成された界面活性剤等」として特定防除資材の成分から除外することは不適切であり、原材料を問わず、原則として「化学合成された界面活性剤等」を含むものは、特定防除資材の検討の対象から除外することとする。

## 3. 検討対象範囲から除外する「補助成分」の範囲

界面活性剤の種類は非常に多く、一般に毒性の高いものは少ないものの、人畜に対する毒性や魚毒性は種類によっては有するものもある。このため、石けんの他、食品衛生法において使用量の制限がない乳化剤として食品添加物に指定されている以下の界面活性剤については、厳密に言えば化学合成された界面活性剤等に該当するが、特定防除資材の検討の対象から除外しないこととし、それ以外の界面活性剤は特定防除資材の検討の対象から除外することとしてはどうか。

- ① ショ糖脂肪酸エステル
- ② ソルビタン脂肪酸エステル
- ③ グリセリン脂肪酸エステル
- ④ プロピレングリコール脂肪酸エステル
- ⑤ レシチン（植物レシチン、分別レシチン、卵黄レシチン、酵素処理レシチン、酵素分解レシチン）

#### 4. 界面活性剤以外の補助成分について

現在、特定防除資材の指定が保留されている資材に、界面活性剤以外の補助成分としてどのような成分が使用されているかは明らかになってはいないが、増粘剤、有機溶剤、溶解共力剤、凍結防止剤、防腐剤などが加えられている可能性がある。これら保留資材については、今後、その成分の分析・調査を行い、化学合成物質に該当すると考えられる成分が含まれていることが明らかとなったときには、特定防除資材の候補対象から除外する。

## 主な界面活性剤の分類と原材料

### 1. 陰イオン系界面活性剤

- ①高級脂肪酸塩（石けん）…油脂
- ②高級アルコール硫酸エステル塩…油脂、石油
- ③直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩…石油
- ④ポリオキシエチレンアルキルエーテル硫酸塩…油脂、石油
- ⑤ $\alpha$ -オレフィンスルホン酸塩…石油
- ⑥ $\alpha$ -スルホ脂肪酸エステル塩……油脂、石油

### 2. 陽イオン系界面活性剤

- ①アルキルトリメチルアンモニウム塩…油脂、石油
- ②ジアルキルジメチルアンモニウム塩…油脂、石油
- ③アルキルジメチルベンジルアンモニウム塩…油脂、石油
- ④Nメチルビスヒドロキシエチルアミン脂肪酸エステル・塩酸塩…油脂、石油

### 3. 両性イオン系界面活性剤

- ①アルキルアミノ脂肪酸塩…油脂、石油
- ②アルキルベタイン…油脂、石油
- ③アルキルアミノオキシド…油脂、石油

### 4. 非イオン系界面活性剤

- ①ポリオキシエチレンアルキルエーテル……油脂、石油
- ②ショ糖脂肪酸エステル…ショ糖、油脂
- ③ソルビタン脂肪酸エステル…糖類（ソルビトール）、油脂
- ④グリセリン脂肪酸エステル…油脂
- ⑤プロピレングリコール脂肪酸エステル…油脂、石油
- ⑥ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル…石油



## 特定防除資材の取扱いが保留されている資材（液状活性炭等）の取扱いについて（案）

### 1 液状活性炭の概要

液状活性炭は、活性炭と可溶性デンプンを原材料とし、可溶性デンプンの分散作用で、細かな粉末にした活性炭を水中に微粒子状に分散させた黒色の液体である。

当該資材を湛水状態の水田に散布することによって、水田の地表部に達する光を遮断し、雑草の発芽及び生育を抑える効果を目的として使用される。

### 2 農薬の定義について

農薬取締法において農薬は、「①農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤と、②病害虫の防除のために利用される天敵」と定義されている。

「薬剤」については、一般的に化学的作用をもつ物質を指す言葉として用いられているが、この場合の化学的作用とは、物質の化学反応に関するものだけでなく、物質固有の性質による作用を広くいうものである（例；液体に化学反応を起こさせるものではないが、その表面張力を低下させる性質を有する物質を「界面活性剤」というが、このような物質も薬剤に該当する。）

農薬は、対象とする病害虫や雑草に薬剤が直接作用したり、使用された農作物に抵抗性が誘導されることにより効果を発揮するものである。また、その作用の仕組みをみると、生体内の化学反応に作用することによって結果的に病害虫を防除するものが多いが、マシン油や界面活性剤のように、表面張力を低下させること等により害虫の気門をふさいで窒息死させたり、病原菌の胞子を飛ばなくすることで病気を抑えるものもあり、こうした作用の仕組みによるものも含め、現在農薬として使用されているものは化学的作用をもつ物質に該当すると考えられる。

（参考：「薬剤」等の定義（出典：広辞苑（岩波書店）第5版）

薬剤：薬の品々を調合したもの。薬品。薬物。くすり。

薬：①病気や傷を治療・予防するために服用又は塗布・注射するもの。水薬・散薬・丸薬・膏薬・煎薬などの種類がある。

②広く化学的作用をもつ物質。うわぐすり・火薬・農薬など。

薬物：薬となる物質。また、くすり。

化学：諸物質の構造・性質並びにこれらの物質相互間の反応を研究する自然科学の一分野。

化学的：化学により認識されるさま。物質の組成・性質・変化に関するさま。

なお、病虫害や雑草の防除法は、通常、(1)化学的防除、(2)機械的・物理的防除、(3)耕種的防除及び(4)生物的防除の4種類の方法に分類されており、化学的防除に用いられる薬剤は農薬取締法上の農薬に該当する一方で、機械的・物理的防除に用いられるマルチシート（物理的作用による雑草抑制と地温上昇の目的を兼ねる）や被覆ネット（物理的作用による害虫侵入防止目的）などの資材は、薬剤でないことから農薬に該当しないものとしたところである。

### 3 液状活性炭の取扱いについて

上記1から、液状活性炭は雑草等に対し何ら化学的作用を与えず、単に光を遮断するという物理的手段により雑草発生抑制の効果を期待するものであり、2の「薬剤」の概念に当てはまらない。

仮に液状活性炭を、防除効果があり、薬剤に該当するという理由により、農薬として取扱うこととした場合、同様な作用の仕組みを持つ土、砂や泥（雑草に覆いかぶせたり、水田水をかきまぜて濁らせることで光を遮断することにより雑草を防除できる）や、前回の合同会合で農薬に該当しないと判断した米ぬか（微生物の分解作用により水田水を濁らせることで光を遮断することにより雑草を防除できる）等の資材についても、農薬に該当する可能性があるものとして見直す必要が生じるが、このような資材は、まさに物理的手段による防除であり、現状どおり薬剤に該当しないとすべきである

従って、液状活性炭等の、光を遮断することにより雑草を防除する目的で使用される資材については、薬剤に該当しないことから農薬に該当しないものとして扱うこととする。

ただし、液状活性炭のような資材を農薬取締法の規制対象外とした場合に、こうした資材に化学的作用を有する除草剤を含有させることで防除効果の向上を図る資材が出回るおそれがあるが、こうした化学的作用を有する成分を含む資材は農薬に該当することから農薬取締法の対象として取締ることとする。

## 複数の原材料からなる混合物の取扱いについて

## 1 複数の原材料からなる混合物の取扱いに係るこれまでの検討の経緯

前回の特定農薬合同会合において、「複数の原材料からなる混合物」の取扱いについて、事務局から別紙1の資料により検討の論点及び整理の方向としての4つの案を提示し、検討をいただき、結論は次回以降に持ち越されたところである。

## 2 前回提示した4案の扱いについて

委員からいただいた意見を踏まえ、4案の扱いについては以下のとおりとしてはどうか

## ①案1及び案4について

委員の意見を踏まえ、案1及び案4については、以下の理由により適当でないこととしてはどうか。

## ・案1について

複数の原材料を混合した場合にはじめて薬効が生じる資材があり得、かつ混合物であることをもって特定防除資材の定義に該当しないとする積極的な理由はないことから、すべての混合物を特定防除資材の検討の対象から除外するという本案は適当でない。

## ・案4について

ある一定の混合割合の下で薬効及び安全性を確認したものについて、原材料の混合割合に何ら制限を設けずに指定の対象とすることは、どのような混合割合であっても同様に安全性を確保できる明確な根拠がないため、適当でない。

## ②案3について

一部の委員から案3が適当とする意見も出されたところであるが、原材料の混合割合が明確に規定された製剤については、以下のような理由から特定防除資材として指定は行わず、登録をとるべき農薬とすることとしてはどうか。

- ・ 特定防除資材については、製造、販売及び使用の各段階における規制が登録農薬に比べ格段に緩やかであり、また容器包装への表示の義務もないことから、原材料の混合割合を規定したとしてもそれを制度的に担保することが困難であること。
- ・ 多くの混合物の場合、原材料の混合割合を事後的に検証することは不可能であることから定められた混合割合以外の類似品を取り締まることが困難であること。
- ・ 異なる混合割合ごとに個別に指定を行っていくこととなれば、事実上製剤ごとに指定する仕組みとなるため、製剤ごとに登録されている登録農薬の間に本質的な違いがなくなること。
- ・ 製剤指定の場合は、当該製剤の安全性試験の結果からは有害性を示す結果が

得られない場合であっても、原材料の中に低濃度で有害な物質が明確に含まれることがあり得るが、原材料の中に農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるものが含まれている場合は、法律の定義に該当しないと考えられること。

### ③案2について

前回の合同会合では、案2が適当との意見又は案2を基本に検討すべきとの意見が多く、委員から出されたところである。この案については、委員の意見を踏まえ、原材料ごとの安全性の確認は必要であるが、原材料ごとにわざわざ薬効がないことを確認する必要性は低いことから以下のとおり修正した上で、これを採用することとしてはどうか。なお、この案の概念図を別紙2のとおり整理した。

#### <修正案>

「原則として混合物は指定の対象とはしないが、すべての原材料について、その安全性が各々確認されており、かつそれらを混合した混合物としての薬効が確認された場合にあっては、当該混合物を特定防除資材の指定の対象とすることとする。その場合は原材料の混合割合は規定しない。なお、混合物としての安全性については、混合による化学変化の可能性がある場合等必要に応じ確認を行うこととする。」

### 3 複数の原材料からなる混合物に発酵等の加工を加えたものについて

複数の原材料からなる混合物であっても、発酵等の加工工程を加えることにより原材料の有する性質が変わっているものについては、前回の合同会合における委員の意見を踏まえ、特定防除資材として指定すべきではなく、登録をとるべき農薬とすることとしてはどうか。

### 4 指定のイメージについて

特定防除資材として指定する際には、なんらかの形で品質を担保する必要があるとの観点から、単一の原材料からなる資材及び複数の原材料からなる混合物の指定のイメージを別紙3のとおり整理した。

### 5 今後の対応

混合物の取扱いについては、農業資材審議会農薬分科会へ報告した上で今後、評価指針の改正を行う際に評価指針の中にも位置づけることとしたい。

## 【第 4 回特定農薬合同会合 資料 3】

## 複数の原材料からなる混合物の取扱いについて (案)

## 1 複数の原材料からなる混合物の取扱いについての検討の必要性

これまで特定防除資材の検討においては、原則として製品若しくは銘柄を指定の対象とはせず、単一の原材料からなる資材を想定してきたところである。今般、「複数の原材料からなる混合物」について、その製造者から、指針に基づいた資料が提出され、当該混合物の特定防除資材への指定の要請がなされているところである。

当該資材については、今後、提出された資料の精査が終了次第、指定の可否についての手続きを進めることとなるが、これまで複数の原材料からなる混合物の特定防除資材への指定の是非については、十分な検討がなされていないことから、制度の運用上支障がないか等の論点も含め、その取扱いについて早急に整理する必要がある。

## 2 検討の論点

検討に当たっての主な論点は、以下のとおりである。

## (1) 対象

- ①薬効や安全性の評価の対象は、混合物そのものとするのか、若しくは構成要素となる個々の原材料とするのか
- ②薬効の確保等のために、原材料の混合割合を明確に規定しなければならないものまでを指定の対象とすべきか

## (2) 制度運用

- ①国民にとって制度のわかりやすさが確保されるか
- ②行政等指導機関による事後のチェック（特定防除資材でないものの取締等）が容易であるか
- ③指定に際して現行の評価指針で定められた資料に追加して必要となる資料はあるか

## 3 整理の方向

2の論点を踏まえた上で、整理の方向としては、以下のような選択肢が考えられる。

(案 1) 混合物は指定の対象としない。

(案 2) 原則として混合物は指定の対象とはしないが、混合物として評価指針の要件を満たした上で、構成する原材料それぞれについて、安全性は確認されているが、それぞれ単独では薬効がないことが明らかであり、複数の原材料を混合した場合にはじめて薬効が確認されるようなものに限って対象とする。

(案 3) 混合物として評価指針の要件を満たすことを確認した上で、その混合物の原材料の構成比が規定されたものに限って対象とする。

(案 4) 混合物として評価指針の要件を満たしたものは、原材料の構成比にかかわらず、対象とする。

複数の原材料からなる混合物の取扱い案（修正案のイメージ）

A、B、Cを原材料とする資材について検討する場合に必要な薬効・安全性の要件をそれぞれ整理した。なお、カッコ内は薬効・安全性が確認済みかどうかの要件等に関する補足である。

原材料 A  
安全性：確認済  
薬 効：問わず

原材料 B  
安全性：確認済  
薬 効：問わず

原材料 C  
安全性：確認済  
薬 効：問わず

であって、さらに、

A、B、Cの混合物

安全性：一定の混合割合で確認済

（混合した際に化学変化等が生じず、安全性への影響がないことが  
明らかなものについては確認不要

薬 効：一定の混合割合で確認済

の場合は、**A、B、Cの混合物** について指定の対象となる。

この際、原材料ごとに安全性が確認されているため、指定の際には混合割合は規定しない。なお、薬効については、薬効が確認されている混合割合や使用方法等の情報提供を既に指定されている重曹、食酢と同様に行うこととし、薬効が確認されている混合割合と異なる混合割合の資材の薬効の担保については関係者の自己責任とする。

（補足）

**A、B、Cの混合物** が指定された後に、**A、B、C、Dの混合物** を指定しようとする場合に追加で必要な資料

原材料 D  
安全性：確認済  
薬 効：問わず

+

A、B、C、Dの混合物

安全性：一定の混合割合で確認済

（混合した際に化学変化等が生じず、安全性への影響がないことが明らかなものについては確認不要

薬 効：一定の混合割合で確認済

なお、類似の場合として、安全性及び薬効が確認されており特定防除資材に指定された特定防除資材**E**に、**A、B、Cの混合物**の資材を加えたA、B、C、Eの混合物については、特定防除資材同士の混用になるため、改めて農林水産大臣及び環境大臣の指定は不要であり、かつ当該資材の使用は特定防除資材の使用に該当するとして取扱うことができる。

## 品質等の規定が必要な特定防除資材の指定のイメージ (案)

植物の抽出物などの資材を特定防除資材として指定する場合の文言のイメージを、食品添加物指定の際の表現を参考として作成した。

### 1 単独で指定する場合の例

#### ショウガ抽出物

(ショウガ科ショウガ (*Zingiber officinale* ROSC.) の根茎より、室温時エタノール、で抽出して得られた、ジンゲロール類及びショウガオール類を主成分とするもので、抽出時に使用したエタノールが除去されたもの)

### 2 複数の原材料の混合物を指定する場合の例

#### ショウガ抽出物とダイズレシチンの混合物

(ショウガ科ショウガ (*Zingiber officinale* ROSC.) の根茎より、室温時エタノールで抽出して得られた、ジンゲロール類及びショウガオール類を主成分とするものと、マメ科ダイズ (*Glycine max* MERRILL) の種子より得られた油脂より分離して得られた、レシチンを主成分とするものの混合物で、抽出時に使用したエタノールが除去されたもの)



## 農薬と混合して使用される糖類等の取扱いについて（案）

### 1 農薬と混合して使用される糖類等の概要

平成14年に都道府県及びインターネットを通じて実施した『「特定農薬」に関連する農林業資材の情報の募集』を行ったところ、砂糖やブドウ糖等の糖類を登録農薬と混合して使用しているとの情報が多数寄せられた。また、その他にも、雑誌の記事として紹介されたものや農薬かどうかの取扱いについて照会がなされた類似の資材があり、これらの情報を別紙のとおりとりまとめた。

これらの資材に共通する特徴としては、

- ① 病虫害の防除効果の増強等を目的として登録農薬に混合して使用されるものであり、それ自体には病虫害防除効果はないと考えられる。糖類は、広く昆虫の摂食を刺激する効果があることが確認されており、これらの糖類が害虫の防除効果を増強するとされる根拠は、殺虫剤の忌避作用を緩和し、殺虫剤がかかった農作物を食べることを促すことによるものと推測される。
- ② 砂糖、ブドウ糖など、糖類が主成分であり、その他にも植物の成分等が加えられる場合があるが、基本的には食品として取り扱われるような物質が用いられている。

### 2 農薬と混合して使用される糖類等が農薬に該当するかどうかについて

上記1のとおり、農薬と混合して使用される糖類等は直接防除効果を生ずるものではない。実際に特定農薬評価指針に照らして特定農薬とすることは困難である。

従って、農薬と混合して使用される糖類等については、農薬取締法上の農薬に該当しないものとして扱うこととしてはどうか。

農薬に混合して用いられる糖類等に関する情報(提供のあった情報をそのまま引用してとりまとめたもの)

(別紙)

| 品名         | 資材の品質等に関する情報                         | 主な用途・対象病害虫      | 主な使用農作物      | 主な使用方法等                                    | 使用状況等                | 主な効果等                                  | 安全性に関する情報                | 情報の出典                               |
|------------|--------------------------------------|-----------------|--------------|--------------------------------------------|----------------------|----------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 砂糖         | 市販の砂糖                                | アザミウマ類          | キク等の花き類      | 500倍液を殺虫剤(ディプロテックス、オルトラン等)に加えることで殺虫効果が高まる。 | 一部バラなど花き農家で使用されている。  | 殺虫効果が高まる                               | 食用である                    | 平成14年特定農薬に関連する農林業資材に係る調査で都道府県から情報提供 |
| 砂糖         | 市販の砂糖                                | べと病等            | リンゴ、ブドウ      | ボルドー液100Lに400gを溶かす                         | 管内ブドウ農家に使用中          | 銅による葉害がでにくくなる                          | 食品である                    | 上に同じ                                |
| 三温糖        | 市販の三温糖                               | アザミウマ類          | バラ           | 200倍に希釈した液を他の農薬と混合                         | 管内で10戸程度の使用実績        | 糖農薬の効果を高める                             | 食品として流通                  | 上に同じ                                |
| ブドウ糖       | 食用として使用されているブドウ糖顆粒                   | 葉面散布、殺虫剤混用      | バラ、菊、カーネーション | 1000倍液を殺虫剤に混合                              | 管内の花き農家15戸で使用、今後増加傾向 | 殺虫剤に混合することで接触による殺虫効果を高める。              | 加工食品等々に使用されているため、人畜無害である | 上に同じ                                |
| さーたーゆ      | さとうきびの絞り汁を煮詰めて黒糖を作る途中の液体(さとうきび濃縮エキス) | アザミウマ、ダニ、アブラムシ類 | キク等の花き類      | 3000～5000倍液を殺虫剤・殺ダニ剤に混合                    | 2県で使用                | 殺虫・殺ダニ剤に混合することで効果を高め、農薬散布回数を減らすことができる。 | さとうきびからの黒糖の製造過程のものである    | 現代農薬2004年6月号(社)農山漁村文化協会)            |
| 害虫防除を補助する液 | 野菜等の植物の抽出物が原材料                       | 各種の害虫           | 各種の農作物       | 500倍液を殺虫剤に混合                               |                      | 殺虫剤に混合することで効果を高め、農薬散布回数を減らすことができる。     | 野菜等の植物の抽出物と糖類が原材料である     | 農林水産省に直接照会                          |

## 特定農薬（特定防除資材）として販売されるものの表示の指導について（案）

## 1 趣旨

特定防除資材を販売する際の表示については、農薬取締法第7条の規定に基づく表示の義務は課せられてはいない。

しかしながら、特定農薬合同会合において、特定防除資材が販売される場合は、何らかの表示がなされることが望ましいという意見があったことから、第7回農業資材審議会農薬分科会において、別紙のとおり、特定防除資材の表示の指導についての方向を提示し、委員の了承をいただいたところである。

現在、食酢が特定防除資材として販売されている事例が生じていることから、この指導について、以下のような方針で実施することとしたい。

## 2 指導の対象

特定防除資材を営利目的で不特定多数の者に対して販売する者を対象とする。

## 3 表示の場所

特定防除資材の容器または包装

## 4 表示の内容及び方法

購入者、特定防除資材使用者等が読みやすい字体及び大きさでなされることとし、その際、以下の事項について表示することとする。

- ① 特定防除資材（特定農薬）である旨
- ② 特定防除資材名
- ③ 全ての原材料
- ④ 主な有効成分
- ⑤ 内容量
- ⑥ 使用目的（対象病虫害及び効果等）
- ⑦ 使用方法（対象農作物等、使用濃度、使用量）
- ⑧ 貯蔵上・使用上の注意
- ⑨ 製造または販売者の連絡先

## 5 その他の宣伝の内容について

パンフレット、チラシ、ホームページ等により行われる宣伝等の内容についても、必要に応じ、4に準じて指導を行うこととする。

## 【第7回農業資材審議会農薬分科会資料より抜粋】

## 特定防除資材（特定農薬）の表示の指導について

## 1. 趣旨

特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に対し害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして指定されるものである。

特定防除資材を販売する際の表示については、農薬取締法第7条の規定に基づく表示の義務は課せられてはいないが、同法第10条の2により、有効成分の含有量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならないこととなっているところであり、使用者の便宜を図る上でも、殺虫、殺菌等の効果が確認される使用方法等について適切な表示が行われることが必要である。

また、同法第11条により、登録農薬及び特定防除資材以外の農薬を使用してはならないこととなっているため、法第2条第1項の規定により特定防除資材に指定された資材のみが「特定防除資材」である旨が明確に分かるように表示される必要がある。

このため、特定防除資材については、原則として2に掲げる事項についてその容器または包装に表示を行うよう指導することとする。

## 2. 表示が必要な事項

- ①特定防除資材（特定農薬）である旨
- ②特定防除資材名
- ③全ての原材料
- ④主な有効成分
- ⑤内容量
- ⑥使用目的（対象病虫害及び効果等）
- ⑦使用方法（対象農作物等、使用濃度、使用量）
- ⑧貯蔵上・使用上の注意
- ⑨製造または販売者の連絡先

## 特定防除資材（特定農薬）における論点整理について（案）

## 1. 特定農薬の制定

無登録農薬使用問題を契機として平成14年の臨時国会で農薬取締法が大幅に改正され、農作物の病虫害防除等には、登録されている農薬以外の使用はできない旨農薬の使用規制が新たに規定される一方、農家が自家製造する等して使用している防除資材のうち「原材料に照らし農作物、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」（特定農薬）については、農薬登録を不要とする制度が新設された。（別添1及び2）

## 2. 特定農薬の指定に係る検討体制

- （1）平成14年末の農薬取締法改正により、特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするときは農業資材審議会の意見を聴かなければならないこととなった。これに伴い、第5回農業資材審議会農薬分科会（平成14年末）において、農業資材審議会の議事規則に基づき、特定農薬小委員会の設置につき了承、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会と合同で、特定農薬に係る合同会合を開催することとなった。
- （2）平成15年6月には食品安全基本法が制定され、特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするときは食品安全委員会の意見を聴かなければならないこととなった。（別添2）

## 3. 特定農薬の指定に係る検討経緯（主な了承事項：別添3）

- （1）平成14年末に農林水産省が「病虫害の防除や忌避等、農薬のような用途で使われていることを否定できないが原材料に照らし農作物、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないと思われる資材」（保留資材）につき都道府県及びインターネットを通じて情報収集。その結果、「食酢」、「重曹」及び「天敵（使用される場所の周辺で採取されたもの）」の3資材が指定されることとなった。第1回合同会合では、事務局からこれら資材の指定につき説明を行い、了承が得られた。また、「特定農薬」の名称を通称「特定防除資材」とすることとなった。
- （2）第2、3回合同会合了承事項  
「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」が検討され、その後パブリックコメント手続きを経て平成16年3月に関係機関に通知された。また、農薬ではないとされる資材及び農薬として使用すべきでないもの（使用する場合には農薬登録が必要なもの）につき了承が得られた。

(3) 第4回合同会合了承事項

- ①魚毒性の判定に必要な試験の具体的な実施方針について
- ②食品中の残留基準の設定された成分を含有する資材の取扱いについて
- ③特定防除資材の指定が保留されている資材の「特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて」への追加について
- ④毒劇物に指定されている化学物質の取扱いについて
- ⑤評価指針Ⅲの1の（4）に規定する「化学合成された界面活性剤等」について

(4) 第5回合同会合了承事項

液状活性炭について指定の対象外として了承が得られた。

(5) 第6回合同会合了承事項

- ①複数の原材料からなる混合物の取扱いについて
- ②農薬と混同して使用される糖類等の取扱いについて
- ③特定防除資材（特定農薬）として販売されるものの表示の指導について

【関係機関への通知】

- ・H16.3.1付き 15消安第6522号、環水土発第040301001号  
特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針について
- ・H16.4.23付き 15消安第7436号、環水土発第040423001号  
特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて
- ・H16.5.20付き 16消安第1083号、環水土発第040520001号  
特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について

4. 特定農薬の指定の可否等に関する検討事項について

(1) 資材の定義について

既に特定農薬に指定されている「食酢」「重曹」については、社会通念上、一定の資材を指している。

しかし、特定農薬の候補資材の中には名称のみで社会通念上一定の性質を持つと判断されない資材もあり、これらの資材については、定義的な規格を設けることとしてはどうか。

【例：電解次亜塩素酸水の場合】

社会通念上、一定の資材を示すといえないため、定義的な規格が必要であると考える。

〔定義例〕

塩化カリウムと飲用適の水を用いて生成された電解次亜塩素酸水であって、pH6.5以下、有効塩素濃度10～60mg/kgのもの。

(2) 評価指針における「化学合成された物質」の取扱いについて

化学合成物質については、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関す

る指針」(以下、「評価指針」という。)の中で指定に係る手続きの特定防除資材の検討対象とする資材の範囲として「原則として化学合成された物質」については、検討対象資材の範囲外との扱いと記載されている。しかしながら、化学合成物質の中には天然に存在しているものも存在することから、評価指針にある「原則として化学合成された物質」からは「人工的に合成可能であるが、天然にも存在する化学物質」は除いてはどうか。

(3) 薬効に係る考え方について

特定防除資材(特定農薬)の使用については対象作物や病害虫等、用途に対する制限がないため、理論上あらゆる農作物及び病害虫等に対して使用が可能である。しかしながら、全ての用途、対象作物に関する薬効データを求めるのは現実的でないことから実際に使用の認められる一部の用途につき薬効があると確認されれば、その資材は「薬効がある」としてはどうか。

なお、当該資材の販売に当たっては、薬効ありとされた農作物及び病害虫等用途について表示するよう指導することとする。

(4) 薬効の算出方法について

別添4 参照

## 特定防除資材（特定農薬）の仕組みができるに至った背景及び概念

ポイント：

特定防除資材（特定農薬）は、農薬使用に係る法令上の規制が新たに規定された際に、安全な資材の使用につき、それまでと比較して過剰規制とならないよう設定されたもの

1. 平成14年7月下旬から8月上旬にかけて、一部の業者が登録の無い農薬を輸入し、広域に販売していたことが発覚、当該業者が農薬取締法等違反の容疑で逮捕される事件が発生。一部農家は無登録農薬と知りながらこれを使用した。この結果、消費者の国産農産物への信頼が損なわれただけでなく、農作物の出荷自粛等の事態も生じた。このような事態を踏まえ、
  - (1) 無登録農薬が輸入されないよう水際での監視を強化するとともに
  - (2) 無登録農薬の使用を法的に禁止し、
  - (3) さらに違法な販売等が行われないよう罰則を強化する等の措置を講ずることが必要となった。
2. これを受け、平成14年12月11日に改正農薬取締法が公布された。改正内容は以下のとおり。
  - (1) 無登録農薬の製造及び輸入の禁止
  - (2) 輸入代行業者による広告の制限
  - (3) 無登録農薬の使用規制の創設（一部農家が無登録農薬と知りながら、これを使用していた実態を踏まえ、無登録農薬を農作物等の防除に用いることを法的に禁止する）
  - (4) 農薬の使用基準の設定
  - (5) 法律違反の罰則の強化
3. このうち、上記2. (3) を法律に盛り込むのに伴って、農家が使用している防除剤、天敵等のうち安全性の明らかなものについてまで全て登録制度に載せるといふことになるとかなり過剰規制になることから、過剰規制を回避するために特定防除資材（特定農薬）の仕組みが制定された。

## 特定防除資材の法律的位置付け

### 1. 定義

原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（農薬取締法第2条1項、農林水産大臣・環境大臣による告示）

### 2. 使用方法に関する規制

農薬使用基準の対象から除外

### 3. 表示に関する規制

使用方法等の表示義務は課せられていないが、表示項目について指導を実施

### 4. 指定に当たっての法律技術的制約

法律上の定義を満たすものであれば、いかなる農薬でも指定は可能

### 5. 指定の手続きに関する法律上の規定

特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするときは農業資材審議会の意見を聴かなければならない特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするときは農業資材審議会の意見を聴かなければならない（農薬取締法第16条第3項より抜粋）。

関係各大臣は、特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするときは食品安全委員会の意見を聴かなければならない（食品安全基本法第24条第1項第2号に基づき改変）

## 参考：特定農薬関係条文

### 【改正農薬取締法】

(定義)

- 第1条の2 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。
- 2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

(農薬の登録)

- 第2条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第15条の2第1項の登録に係る農薬で同条第6項において準用する第7条の規定による表示のあるものを輸入する場合 その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

(使用の禁止)

- 第11条 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第2条第1項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 一 容器又は包装に第7条の規定による表示のある農薬（第9条第2項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）
  - 二 特定農薬

(農業資材審議会)

- 第16条 (略)

2 (略)

- 3 農林水産大臣及び環境大臣は、第2条第1項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は第12条第1項の農林水産省令・環境省令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

### 【食品安全基本法】

(委員会の意見の聴取)

- 第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。

1 (略)

- 2 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の3の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第2条第1項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は同法第3条第2項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）の基準（同法第3条第1項第6号又は第7号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。）を定め、若しくは変更しようとするとき。

(以下 略)

## 合同会合等における主たる承事項（注1）

| 了承事項                                                                                                                               | 参照文書                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1. 特定農薬の指定に関する各種考え方                                                                                                                | 特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（平成15年5月、第3回合同会合）                      |
| 2. 特定農薬の指定の可否に係る了承事項                                                                                                               |                                                                  |
| 複数の原材料から製造された個別の製品（商品）を特定農薬として指定することについては、適切でない                                                                                    | 市場開放問題苦情処理対策本部苦情受付・処理状況（OTO 番号 660 処理内容抜粋、平成15年3月6日、農林水産省、環境省回答） |
| 病害虫や雑草に対する防除効果又は農作物等の生理機能の増進もしくは抑制の効果が確認されること                                                                                      | 特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（平成15年5月、第3回合同会合）                      |
| 農作物等、人畜及び水産動植物への安全性が確認された資材であること                                                                                                   | 同上                                                               |
| 以下に掲げるものに該当しないこと<br>・原則として化学合成された物質であるもの（食品を除く）<br>・抗生物質<br>・天敵微生物（弱毒ウイルスを除く）<br>・有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているもの           | 同上                                                               |
| 薬剤でないもの（物理的防除等）に該当しないこと                                                                                                            | 農薬ではないとされるもの（平成15年5月、第3回合同会合）                                    |
| 「天敵」については、左記資料に示された動物（アイガモ、牛等）、植物（マリーゴールド等）その他に該当しないこと                                                                             | 同上                                                               |
| 肥料（成分が植物に吸収されて栄養的にはたらくもの）に該当しないこと（注2）                                                                                              | 同上                                                               |
| 使用方法から見て農薬に該当しないもの（使用例）<br>・目印・増量剤として使用<br>・浚取り用<br>・防除機や樹幹の凍結防止<br>・散布後や養液栽培中の農薬の分解促進<br>・食味向上、品質促進<br>・塗布による物理的な病菌侵入防止<br>・水（注3） | 同上                                                               |
| 食品中の残留農薬基準が設定された成分を含む資材でないこと                                                                                                       | 食品中の残留農薬基準が設定された成分を含有する資材の取扱いについて（平成16年11月、第4回合同会合）              |
| 毒劇物に指定されている化学物質（水酸化ナトリウム等）に該当しないこと                                                                                                 | 毒劇物に指定されている化学物質の取扱い等について（平成16年11月、第4回合同会合）                       |

| 了承事項                                                                                                                                                                | 参照文書                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 化学合成された界面活性剤等を含むものに該当しないこと（注４）                                                                                                                                      | 評価指針Ⅲの１の（４）に規定する「化学合成された界面活性剤等」について<br>（平成１６年１１月、第４回合同会合） |
| 原則として混合物は指定の対象とはしないが、すべての原材料について、その安全性が各々確認されており、かつそれらを混合した混合物としての薬効が確認された場合にあっては、当該混合物を特定防除資材の指定の対象とする（原材料の混合割合は規定しない）。安全性については、混合による化学変化の可能性がある場合等必要に応じ確認を行う。（注５） | 複数の原材料からなる混合物の取扱について<br>（平成１７年８月、第６回合同会合）                 |
| 農薬と混合して使用される糖類等に該当しないこと。（注５）                                                                                                                                        | 農薬と混合して使用される糖類等の取扱について<br>（平成１７年８月、第６回合同会合）               |
| <b>３．その他の主な了承事項</b>                                                                                                                                                 |                                                           |
| 特定防除資材の水産動植物の実証試験については、原体でなく、製剤で行うことが適当である。                                                                                                                         | 魚毒性の判定に必要な試験の具体的実施方針について<br>（平成１６年１１月、第４回合同会合）            |
| 商品として販売されている保留資材については、原則として製造者等から国へ評価に必要な資料の提供がなされ、国がこれを受けて指定の可否を判断すべきものと考えられる。                                                                                     | 特定防除資材の指定が保留されている資材の今後の取扱いについて<br>（平成１６年１１月、第４回合同会合）      |
| 特定防除資材（特定農薬）として販売されるものについては、左記の資料に掲げる方針で表示を指導する。                                                                                                                    | 特定防除資材（特定農薬）として販売されるものの表示の指導について<br>（平成１７年８月、第６回合同会合）     |

（注１）詳細は、それぞれの参照文書を参照のこと。

（注２）副次的に病虫害への抵抗性を高めたり、成長を促進する効果がある場合があるが、これらの効果をもって農薬であると認めることは困難であると判断されるもの。

（注３）水は様々なものを溶かす性質があるが、常温では不活性物質であり、使用方法に関わらず「薬剤」には該当しないと考えられる。

（注４）石けん及び食品衛生法上使用量の制限がないものを除く。

（注５）パブリックコメント手続きは未実施。

薬効の算出方法について (追加)  
(評価指針Ⅳの2 (2) 検討対象資材の薬効が確認される目安)

1 薬効に関する評価について

特定防除資材 (特定農薬) の評価指針Ⅳの2の(1)に、試験成績等に係る資料については、従来、防除価 (数字が大きい方が効果が高い。) を基準に評価を行っていたところである。

平成17年8月31日に開催された農薬資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合 (第6回) において、以下の算出方法を事務局から紹介したところであるが、以下を評価指針Ⅳの2 (2) 検討対象資材の薬効が確認される目安の「①病虫害又は雑草の防除に使用する資材の場合」の目安に追加してはどうか。

2 算出方法等について

(1) 補正密度指数

害虫の防除効果試験において、処理区と無処理区の効果の評価に用いられる指数である。これは、散布前の密度の違いを考慮し、各調査時点の無処理区の密度を100とした場合の各区の発生割合を示している。

【算出方法】

$$\text{補正密度指数} = \frac{\text{処理区のX日後虫数}}{\text{処理区の散布前虫数}} \times \frac{\text{無処理区の散布前虫数}}{\text{無処理区のX日後虫数}} \times 100$$

【評価について】

補正密度指数が「50未満」であること。(数字が小さい方が効果大。)

(2) 密度指数

害虫の調査において、散布前の調査を行わなかった場合に使われる指数である。定植時処理剤のように、処理時における初期虫数が通常著しく低いような場合に用いられる。計算式は以下のようになる。(無処理区: 100)

【算出方法】

$$\text{密度指数} = \frac{\text{処理区のX日後虫数}}{\text{無処理区のX日後虫数}} \times 100$$

【評価について】

密度指数が「50未満」であること。(数字が小さい方が効果大。)



## 特定防除資材の保留資材の今後の取扱いについて（案）

## I 特定防除資材及び特定防除資材の指定が保留されている資材（保留資材）について

## 1 特定防除資材制度と保留資材

- (1) 無登録農薬の製造・使用禁止などを内容とする平成14年の農薬取締法改正において、安全であることが明らかな資材が登録義務や使用規制を受けることのないよう、特定防除資材制度を創設した。
- (2) 平成14年末に実施した実態調査において情報提供のあった約740種の資材については、農業資材審議会農薬分科会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会による合同会合（以下、「合同会合」という。）において、特定防除資材として指定すべき資材について検討を開始した。
- (3) 合同会合における検討等の結果、情報提供のあった資材のうち食酢、重曹及び一部天敵については、特定防除資材として指定することとした。その他の資材については、農薬としての安全性等に関する情報が不十分であったため、特定防除資材としての指定の判断を保留し、安全性等の情報を収集することとした（保留資材）。

## 2 保留資材の取扱い

- (1) 保留資材については、農業生産現場で使用されているとの情報提供がなされたものであることから、暫定的な整理として、仮に防除目的に保留資材を使用したとしても、農薬効果を謳って販売しない限りにおいては、使用者が自分の責任と判断で使うことは可能とした（別添1）。
- (2) その後、科学的知見から、その安全性に問題がある資材（ナフタレン等）を除外してきたが、依然として475種類の保留資材が存在している。（平成19年9月末現在）。

## 3 保留資材に関する課題

- (1) 制度創設後4年半が経過した現在においてもなお、多くの保留資材について安全性の確認が行われていない状況にある。
- (2) 安全性の確認に必要なデータについては、これまで収集を行うとともに、製造者等にその提供を求めてきたところである。しかしながら、問い合わせも含め製造業者等からの情報提供は少なく、使用実態も不明確なため、評価を開始できない資材が多く存在する状況にある。
- (3) 現在まで保留資材の使用による問題は報告されていないものの、安全性を評価せずに、保留資材として使用可能とすることは、食品の安全確保の観点から不適切である。
- (4) また、昨年12月に「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」（参考資料4）が成立し、今後有機農業の推進に関する動きが加速化することが想定

されることから、このまま保留資材を残しておくことは、現場の混乱を引き起こす可能性もあり、この観点からも不適切である。

## II 今後の対応方向

### 1 保留資材の整理

- ① これまで保留資材としてきた資材について、有機農家等に対する調査を通じて、使用資材及び使用目的を把握する。
- ②-1 使用実態があるとされた資材については、提供されたデータを用いて安全性及び薬効について確認を行う。
- ②-2 使用実態が把握できない資材については、パブリックコメントにより情報を収集し、使用実態の有無を明らかにする。
- ③ これらの情報収集の結果及びこれまでの合同会合での審議内容等を踏まえ、2のとおりに区分した上で、区分Aに分類された資材について、特定防除資材に当たるか否か、次回（第9回）以降の合同会合で順次検討を行うこととする。

### 2 具体的な区分

**区分A：**既にデータ等が提出されているか、現場で使用されている資材→指定の可否について検討

これまでの合同会合にデータが提出されている木酢液及び電解水、並びに現在事務局でデータ検討中の資材については、本区分に該当するものとして取り扱う。

本区分に分類される資材については、今後、評価基準に従って安全性及び薬効について確認を行い、特定防除資材としての指定の可否について検討を行う。

**区分B：**有機農家等に対する調査で情報が得られなかった資材→情報を収集

パブリックコメントの際に、使用実態（有効性、安全性に関する情報を含む）についての情報提供を求めることとする。

本区分に分類される資材のうち、使用実態を有するとして情報提供がなされ、その妥当性が確認できた資材については区分Aに分類する。

一方、情報提供がなされなかった資材、あるいは提供された情報から有効性や安全性について適切な情報が得られなかった資材については、使用実態が確認されなかったものとして、保留資材から削除する。

**区分C：**保留資材から削除する資材

以下のような資材については、保留資材から削除することとし、パブリックコメントにおいてその可否について意見を募集する。

- ① これまでの合同会合で個別資材毎に薬効等を検討した結果、特定防除資材に該当しないと判断された資材
- ② 文献等により、毒性を有している可能性がある資材
- ③ 他の法令で既に規制されている資材
  - ・ 人畜に対する安全性に係る法令等（食品衛生法、消防法等）により規制等が行われている資材

- ・ 環境安全性に係る法令等（家畜排泄物法、化管法等）により規制等が行われている資材
- ④ 過去の合同会合において整理してきた特定防除資材の要件（別添2）から、特定防除資材に該当しないと判断できる資材
- ⑤ 定義が不明確で評価・指定の対象とならない資材（魚、カニ類、いね科作物、灰、洗濯廃液等）

### 3 区分Cに分類された資材の取扱い

- (1) ①、④に分類された資材は、特定防除資材に該当しないことから、使用者の責任と判断で使用することは何ら問題のない資材として取り扱う。ただし、防除に用いる資材として宣伝することは、農薬取締法に抵触する恐れがあるので、宣伝等を行わないよう指導する。

なお、これらの資材について、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

- (2) ②に分類された資材は、安全性に問題がある可能性があることから、農作物等に対して使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

なお、これらの資材であっても、製造方法を明確にすること等により安全性に関する問題が解決できることが示され、かつ評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

- (3) ③、⑤に分類された資材については、農作物等の病虫害防除に使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

(別添1)

農薬取締法の一部を改正する法律の施行について（局長通知）

（平成15年3月13日14生産第10052号）（抜粋）

3 特定農薬

(1) 特定農薬の定義

特定農薬とは、新法第2条第1項において、「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」と定義される。特定農薬については、新法において無登録農薬の製造、輸入及び使用の各段階での規制を強化したが、農作物の防除などに使用する薬剤や天敵で、原材料からみて明らかに安全上問題のないものにまで登録の義務を課すことは過剰規制になるとの判断から、農林水産大臣及び環境大臣が指定したものについては、登録を受けなくても製造、加工、輸入又は販売することを可能としたものである。

特定農薬の指定に当たっては、新法第16条第3項の規定に基づき、農業資材審議会への諮問及び答申を経て、特定農薬を指定する件（平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号）を定め、食酢、重曹及び使用場所と同一都道府県内で採取された天敵が指定されたところである。

なお、「特定農薬」の名称が、化学合成農薬を連想させるとして、有機栽培農家等から「農薬」以外の名称を用いるべきであるとの要望が強いことから、今後「特定防除資材」の通称を用いることとする。

(2) 特定農薬としての指定が保留された資材の取扱い

農林水産省及び環境省において、特定農薬として指定すべき農薬の検討に当たって、平成14年11月から12月にかけて、農業生産現場で使用されている農業資材についての実態調査を実施した結果、全国から約740種、のべ約2900種の資材に関する情報の提供があった。これらの情報について、農業資材審議会において検討を行い、そもそも「農薬」に該当しないアイガモやコイ、防虫シート等を除外し、平成15年1月30日の農業資材審議会において、食酢、重曹及び使用場所の周辺で採取された天敵を特定農薬として指定すべきとの答申がなされた。

一方、各方面から情報の提供があった多くの種類の資材について、特定農薬の指定の可否を検討したが、限られた時間内に得られた各資材の効果及び安全性の情報が十分でないことから、多くの資材は特定農薬としての指定の判断を保留することとされたため、今後、効果や安全性について、データ収集等により、順次評価していくこととしている。なお、判断が保留されたものであっても、農薬としての効果を謳って販売されるものは、従来どおり取締りの対象とするが、使用者自らが農薬と同様の効能があると信じて使用するものは、この限りでない。

(3) 特定農薬の規制

特定農薬については、以下のような規制を行うこととする。

ア. 特定農薬を販売する者は、氏名、住所及び販売所を都道府県知事に届け出なけ

ればならない。

- イ. 農林水産大臣は、特定農薬の使用に伴って人畜への危害が発生することを防止するため必要があるときは、販売者に対し販売の制限又は禁止をすることができる。
- ウ. 製造者、輸入者及び販売者は、帳簿に製造数量や譲渡数量を記入し、少なくとも3年間帳簿を保存しなければならない。
- エ. 虚偽の宣伝を禁止する。

(別添2) 合同会合等における主な了承事項

| 了承事項                                                                                                                          | 参照文書                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1. 特定農薬の指定に関する各種考え方                                                                                                           |                                                                      |
|                                                                                                                               | 特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（平成15年5月、第3回合同会合）                          |
| 平成17年4月に施行された改正水産動植物被害防止に係る登録保留基準との整合性、今までの了承事項等に留意し、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「水産動植物に対する安全性に係る試験の具体的な実施方針について」を改正する。（注5） | 特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針改定（案）について<br>（平成18年3月、第7回合同会合）             |
| 2. 特定農薬の指定の可否に係る了承事項                                                                                                          |                                                                      |
| 複数の原材料から製造された個別の製品（商品）を特定農薬として指定することについては、適切でない                                                                               | 市場開放問題苦情処理対策本部苦情受付・処理状況<br>（OTO 番号 660 処理内容抜粋、平成15年3月6日、農林水産省、環境省回答） |
| 病虫害や雑草に対する防除効果又は農作物等の生理機能の増進もしくは抑制の効果が確認されること                                                                                 | 特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（平成15年5月、第3回合同会合）                          |
| 農作物等、人畜及び水産動植物への安全性が確認された資材であること                                                                                              | 同上                                                                   |
| 以下に掲げるものに該当しないこと<br>・原則として化学合成された物質であるもの（食品を除く）<br>・抗生物質<br>・天敵微生物（弱毒ウイルスを除く）<br>・有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているもの      | 同上                                                                   |
| 薬剤でないもの（物理的防除等）に該当しないこと                                                                                                       | 農薬ではないとされるもの<br>（平成15年5月、第3回合同会合）                                    |
| 「天敵」については、右記資料に示された動物（アイガモ、牛等）、植物（マリーゴールド等）その他に該当しないこと                                                                        | 同上                                                                   |
| 肥料（成分が植物に吸収されて栄養的にはたらくもの）に該当しないこと（注2）                                                                                         | 同上                                                                   |

| 了承事項                                                                                                                                                                                                                                      | 参照文書                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| <p>使用方法から見て農薬に該当しないもの<br/>(使用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目印・増量剤として使用</li> <li>・ 渋取り用</li> <li>・ 防除機や樹幹の凍結防止</li> <li>・ 散布後や養液栽培中の農薬の分解促進</li> <li>・ 食味向上、品質促進</li> <li>・ 塗布による物理的な病菌侵入防止</li> <li>・ 水 (注3)</li> </ul> | 同上                                                                |
| 食品中の残留農薬基準が設定された成分を含む資材でないこと                                                                                                                                                                                                              | <p>食品中の残留農薬基準が設定された成分を含有する資材の取扱いについて<br/>(平成16年11月、第4回合同会合)</p>   |
| 毒劇物に指定されている化学物質 (水酸化ナトリウム等) に該当しないこと                                                                                                                                                                                                      | <p>毒劇物に指定されている化学物質の取扱い等について<br/>(平成16年11月、第4回合同会合)</p>            |
| 化学合成された界面活性剤等を含むものに該当しないこと (注4)                                                                                                                                                                                                           | <p>評価指針Ⅲの1の(4)に規定する「化学合成された界面活性剤等」について<br/>(平成16年11月、第4回合同会合)</p> |
| 原則として混合物は指定の対象とはしないが、すべての原材料について、その安全性が各々確認されており、かつそれらを混合した混合物としての薬効が確認された場合にあっては、当該混合物を特定防除資材の指定の対象とする (原材料の混合割合は規定しない)。安全性については、混合による化学変化の可能性がある場合等必要に応じ確認を行う。(注5)                                                                      | <p>複数の原材料からなる混合物の取扱いについて<br/>(平成17年8月、第6回合同会合)</p>                |
| 農薬と混合して使用される糖類等に該当しないこと。(注5)                                                                                                                                                                                                              | <p>農薬と混合して使用される糖類等の取扱いについて<br/>(平成17年8月、第6回合同会合)</p>              |
| <p>1. 「特定農薬 (特定防除資材) に該当しないこととする資材の取扱い (追加) 案」について、意見等がなかったことから、今後の農業資材審議会農薬分科会に報告する。</p> <p>2. 食品をそのまま用いるものについては、原則として特定農薬 (特定防除資材) の候補資材からは除外する。(注5)</p>                                                                                | <p>特定防除資材の指定が保留されている資材の今後の取扱いについて<br/>(平成18年3月、第7回合同会合)</p>       |

| 了承事項                                                                            | 参照文書                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 特定防除資材の水産動植物の実証試験については、原体でなく、製剤で行うことが適当である。                                     | 魚毒性の判定に必要な試験の具体的実施方針について<br>(平成16年11月、第4回合同会合)        |
| 商品として販売されている保留資材については、原則として製造者等から国へ評価に必要な資料の提供がなされ、国がこれを受けて指定の可否を判断すべきものと考えられる。 | 特定防除資材の指定が保留されている資材の今後の取扱いについて<br>(平成16年11月、第4回合同会合)  |
| 特定防除資材（特定農薬）として販売されるものについては、右記の資料に掲げる方針で表示を指導する。                                | 特定防除資材（特定農薬）として販売されるものの表示の指導について<br>(平成17年8月、第6回合同会合) |

(注1) 詳細は、それぞれの参照文書を参照のこと。

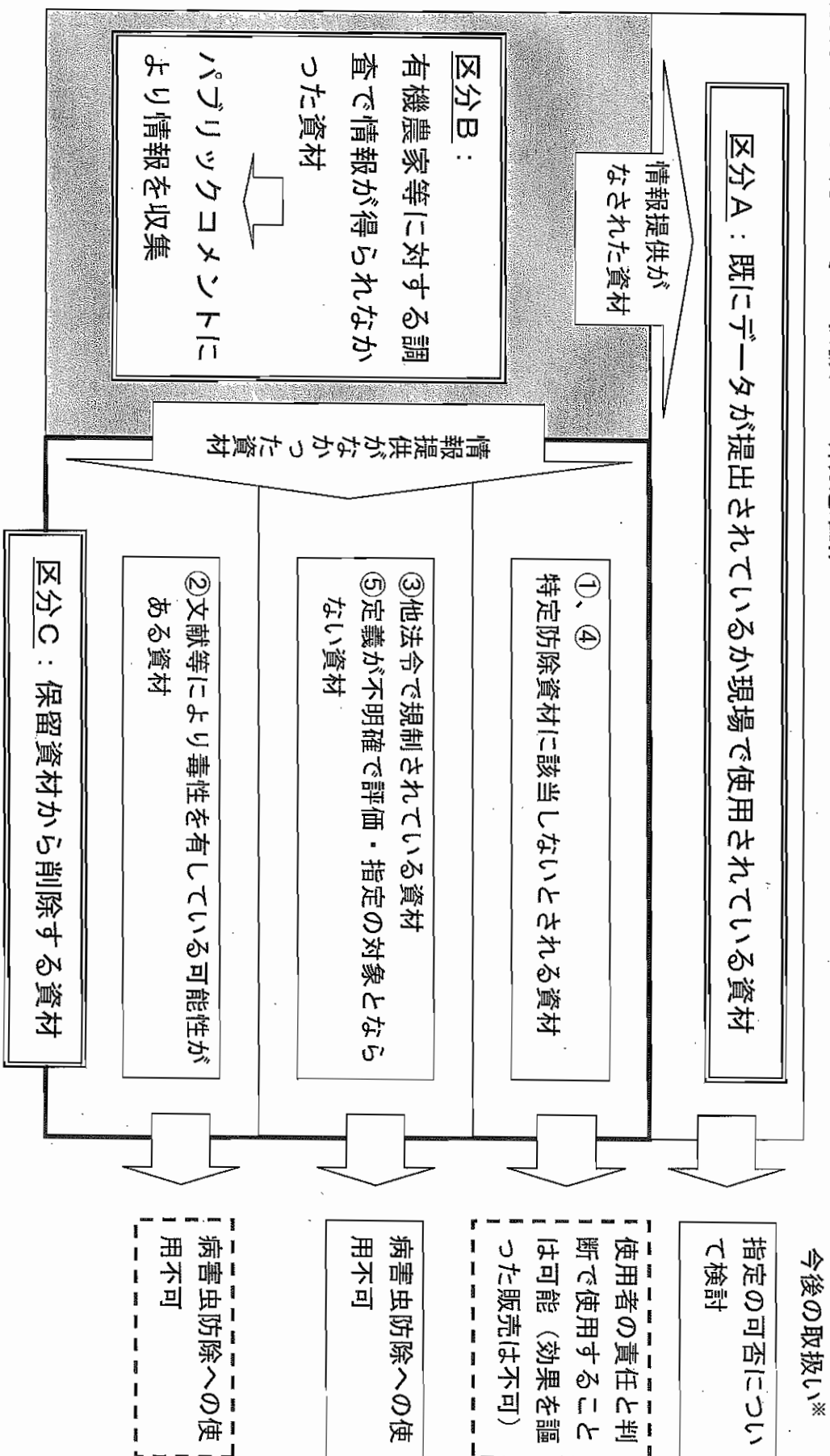
(注2) 副次的に病害虫への抵抗性を高めたり、成長を促進する効果がある場合があるが、これらの効果をもって農薬であると認めることは困難であると判断されるもの。

(注3) 水は様々なものを溶かす性質があるが、常温では不活性物質であり、使用方法に関わらず「薬剤」には該当しないと考えられる。

(注4) 石けん及び食品衛生法上使用量の制限がないものを除く。

(注5) パブリックコメント手続きは未実施。

(別添3) 区分とその取扱い (概念図)



※ 取扱いが点線で囲まれている資材については、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討。



## 「特定防除資材としての指定が保留されている資材の取扱い（案）」に関するご意見・情報の募集に関する結果について（案）

「特定防除資材としての指定が保留されている資材の取扱い（案）」に関するご意見・情報の募集について、概要をとりまとめましたので公表します。

### 1. 意見の募集方法

【意見・情報募集期間】平成19年12月17日から平成20年1月18日

【告知方法】農林水産省及び環境省ホームページ、記者発表

【意見提出方法】電子メール、ファックス、郵送

### 2. 意見募集の結果概要

【受付数】61通

【延べ意見・情報件数】65件

#### 【意見内容の内訳】

|                  |     |
|------------------|-----|
| 区分Aに関する意見・情報提供   | 3件  |
| 区分Bに関する意見・情報提供   | 9件  |
| 区分Cに関する意見・情報提供   | 19件 |
| 新たな資材に関する意見・情報提供 | 31件 |
| その他              | 3件  |

特定防除資材(特定農薬)の指定が保留されている資材の取扱いに関するパブリックコメントについて(案)

(1) 区分Aに分類された資材に関する意見

| 意見等の概要              | 件数 | 意見に対する考え方                                                                                                                       |
|---------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 酸性電解水をC-3とすべき。      | 1  | 製造方法の明確化により安全性に関する解決措置が示されており、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があったことから保留資材とします。 |
| インドセンダンの葉を保留資材とすべき。 | 1  | 「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があったことから保留資材としています。                             |
| ニンニクを保留資材とすべき。      | 1  | ニンニクの根茎以外の使用実態に関する情報が得られたことから、ニンニクとして保留資材(区分A)とします。                                                                             |

(2) 区分Bに分類された資材に関する意見

| 意見等の概要                             | 件数 | 意見に対する考え方                                           |
|------------------------------------|----|-----------------------------------------------------|
| カイネチンを保留資材とすべき。                    | 1  | 使用実態に関する情報が得られたことから保留資材(区分A)とします。                   |
| 甘草(マメ科カンゾウ)を保留資材とすべき。              | 1  |                                                     |
| インスタントコーヒーを保留資材とすべき。               | 1  |                                                     |
| トレハロースを保留資材とすべき。                   | 1  |                                                     |
| インドール酢酸を保留資材とすべき。                  | 1  |                                                     |
| 稲にケイ酸を補給する目的で活性炭(原材料もみ殻)を保留資材とすべき。 | 1  | 使用目的及び使用方法から、農薬及び特定防除資材に該当しないことから区分C-4とします。         |
| 乳酸酸性によるpH低下を目的とした乳酸菌を保留資材とすべき。     | 1  |                                                     |
| 尿素は施肥目的で使用されるためC-4とすべき。            | 1  | 使用目的及び使用方法から、農薬及び特定防除資材に該当せず、肥料取締法に該当することからC-3とします。 |
| 免疫力を増進する目的でキトサンを保留資材とすべき。          | 1  | キトサンは食品衛生法で規制されていることからC-3とします。                      |

(3) 区分Cに分類された資材に関する意見

| 意見等の概要                 | 件数 | 意見に対する考え方                                                                                                                                                                                 |
|------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 植物油又はサラダ油を保留資材とすべき。    | 2  | 使用実態に関する情報が得られたことから保留資材(区分A)とします。                                                                                                                                                         |
| アセビを保留資材とすべき。          | 1  | アセビは枝葉に有毒成分である「アセボチン」を含んでいる文献があることから、区分C-2とします。ただし、製造方法を明確にする等により安全性に関する問題が解決され、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。 |
| ユッカ(リュウゼン草科)を保留資材とすべき。 | 1  | 魚毒性を有する「サポニン」を含んでいることから、区分C-2としております。ただし、製造方法を明確にする等により安全性に関する問題が解決され、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。           |
| キラヤ材(シャボンの木)を保留資材とすべき。 | 2  |                                                                                                                                                                                           |